

昭和四十七年政令第二百八十四号

公有地の拡大の推進に関する法律施行令  
内閣は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第二条、第四条第一項及び第二項、第五条第一項、第九条第一項、第十條第一項、第十四條第二項、第二十三條第二項、第二十九條第二項並びに第三十條の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第二条第二号の政令で定める法人）

第一条 公有地の拡大の推進に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号に規定する政令で定める法人は、港務局、地方住宅供給公社、地方道路公社及び独立行政法人都市再生機構とする。

（法第四条第一項の政令で定める土地及び規模）  
第二条 法第四条第一項第二号に規定する政令で定める土地は、次に掲げる土地とする。  
一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九條第一項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物に係る地域内に所在する土地で、都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長。第四条において同じ。）が指定し、総務省令・国土交通省令で定めるところにより公告したものの  
二 港湾法（昭和二十五年法律第二百一十八号）第三條の第三項又は第十項の規定により公示された港湾計画に定める港湾施設の区域内に所在する土地  
三 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十條（同法第四十三條第二項及び第五十五條の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により空港の用に供する土地の区域として告示された区域内に所在する土地  
四 高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第七條第一項の規定により高速自動車国道の区域として決定された区域内に所在する土地  
五 全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第十條第一項（同法附則第十三項において準用する場合を含む。）の規定により行為制限区域として指定された区域内に所在する土地  
六 法第四条第一項第六号に規定する政令で定める規模は、次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。  
一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七條第一項の規定による市街化区域又は大都

市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）第四條第七項の規定による同意を得た基本計画（同法第五條第一項の規定による変更の同意があつたときは、変更後のもの）に定める重点地域の区域、五千平方メートル  
二 都市計画区域（前号に掲げる区域を除く。）一万平方メートル  
（法第四条第二項の政令で定める法人、事業、規模及び要件）  
第三条 法第四条第二項第一号に規定する政令で定める法人は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（法第二条第二号に規定する地方公共団体等を除く。）及び総務省令・国土交通省令で定める法人とする。

2 法第四条第二項第三号に規定する政令で定める事業は、鉱業法（昭和二十五年法律第二百一十九号）第五十五條の規定により採掘権者が他人の土地を収用することができる事業とする。  
3 法第四条第二項第九号に規定する政令で定める規模は、二百平方メートルとする。ただし、当該地域及びその周辺の地域における土地取引等の状況に照らし、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため特に必要があると認められるときは、都道府県（市の区域内にあつては、当該市。次条において同じ。）は、条例で区域を限り、百平方メートル（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三條第一項第一号に規定する防災再開発促進地区の区域（次条において「防災再開発促進地区の区域」という。）内にあつては、五十平方メートル）以上二百平方メートル未満の範囲内で、その規模を別に定めることができる。  
4 法第四条第二項第九号に規定する政令で定める要件は、当該土地が農地若しくは採草放牧地であり、かつ、これらの土地の譲渡につき農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三條第一項の許可を受けることを要する場合（これらの土地の譲渡しが同項各号に掲げる場合に該当し、同項の許可を要しない場合を含む。）又は国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）第十七條の二第二項第六号に掲げる場合に該当することとする。  
（法第五条第一項の政令で定める規模）  
第四条 法第五条第一項に規定する政令で定める規模は、二百平方メートルとする。ただし、当

該地域及びその周辺の地域における土地取引等の状況に照らし、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため特に必要があると認められるときは、都道府県知事は、都道府県の規則で、区域を限り、百平方メートル（防災再開発促進地区の区域内にあつては、五十平方メートル）以上二百平方メートル未満の範囲内で、その規模を別に定めることができる。  
（先買いに係る土地がその用に供されなければならない事業）  
第五条 法第九条第一項第三号に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。  
一 都市計画法第四條第七項に規定する市街地開発事業  
二 地方公共団体、地方住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構又は日本勤労者住宅協会が行う住宅の賃貸又は譲渡に関する事業  
三 地方公共団体、地方住宅供給公社、土地開発公社、独立行政法人都市再生機構又は日本勤労者住宅協会が行う住宅の用に供する宅地の賃貸又は譲渡に関する事業  
四 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理に関する事業  
2 法第九条第一項第四号に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。  
一 多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）第十一條第一項に規定する同意基本構想において定められた同法第七條第二項第三号に規定する中核的民間施設若しくは同項第四号に規定する中核的施設又は同法第二十六條に規定する同意基本構想において定められた同法第二十三條第二項第三号に規定する中核的民間施設若しくは同項第四号に規定する中核的施設の整備に関する事業  
二 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第八條第一項に規定する同意基本計画において定められた同法第六條第二項第一号の事業  
三 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九條第十四項に規定する認定基本計画において定められた同法第二項第二号から第五号までの事業（同号の事業にあつては、同法第四十九條第一項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は同法第五十一條第一項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に記載

された同法第七條第二項に規定する商業基盤施設の整備に関する事業に限る。）  
（議決及び認可を要しない定款の変更）  
第六条 法第十四條第二項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。  
一 事務所の所在地の変更  
二 土地開発公社の設立団体である地方公共団体の名称の変更  
三 前二号に掲げるもののほか、主務大臣の指定する事項  
（法第十七条第一項の政令で定める事業及び土地）  
第七条 法第十七条第一項第一号二に規定する政令で定める事業は、観光施設事業とする。  
2 法第十七条第一項第一号ホに規定する政令で定める土地は、次に掲げる土地とする。  
一 当該地域の土地利用の将来の見通し及び自然的社会的諸条件からみて当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地  
二 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地  
三 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地  
3 法第十七条第一項第二号に規定する政令で定める事業は、港湾整備事業（埋立事業に限る。）地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業並びに造成地（土地開発公社が同号の規定により造成した土地をいう。以下この項において同じ。）について借地借家法（平成三年法律第九十号）第二條第一号に規定する借地権（地上権を除き、同法第二十三條の規定の適用を受けるものに限る。）を設定し、当該造成地を業務施設（工場、事務所その他の業務施設をいう。以下この項において同じ。）、福祉増進施設（教育施設、医療施設その他の住民の福祉の増進に直接寄与する施設をいう。以下この項において同じ。）又は立地促進施設（業務施設又は福祉増進施設の立地の促進に資する施設をいう。）の用に供するために賃貸する事業とする。  
（法第十七條第五項の政令で定める事項）  
第八条 法第十七條第三項の要請及び同法第四項の協議は、次に掲げる事項を記載した文書でなければならぬ。  
一 当該土地の所在、地目及び面積  
二 当該土地をその用に供する事業

された同法第七條第二項に規定する商業基盤施設の整備に関する事業に限る。）  
（議決及び認可を要しない定款の変更）  
第六条 法第十四條第二項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。  
一 事務所の所在地の変更  
二 土地開発公社の設立団体である地方公共団体の名称の変更  
三 前二号に掲げるもののほか、主務大臣の指定する事項  
（法第十七条第一項の政令で定める事業及び土地）  
第七条 法第十七条第一項第一号二に規定する政令で定める事業は、観光施設事業とする。  
2 法第十七条第一項第一号ホに規定する政令で定める土地は、次に掲げる土地とする。  
一 当該地域の土地利用の将来の見通し及び自然的社会的諸条件からみて当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地  
二 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地  
三 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地  
3 法第十七条第一項第二号に規定する政令で定める事業は、港湾整備事業（埋立事業に限る。）地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業並びに造成地（土地開発公社が同号の規定により造成した土地をいう。以下この項において同じ。）について借地借家法（平成三年法律第九十号）第二條第一号に規定する借地権（地上権を除き、同法第二十三條の規定の適用を受けるものに限る。）を設定し、当該造成地を業務施設（工場、事務所その他の業務施設をいう。以下この項において同じ。）、福祉増進施設（教育施設、医療施設その他の住民の福祉の増進に直接寄与する施設をいう。以下この項において同じ。）又は立地促進施設（業務施設又は福祉増進施設の立地の促進に資する施設をいう。）の用に供するために賃貸する事業とする。  
（法第十七條第五項の政令で定める事項）  
第八条 法第十七條第三項の要請及び同法第四項の協議は、次に掲げる事項を記載した文書でなければならぬ。  
一 当該土地の所在、地目及び面積  
二 当該土地をその用に供する事業

された同法第七條第二項に規定する商業基盤施設の整備に関する事業に限る。）  
（議決及び認可を要しない定款の変更）  
第六条 法第十四條第二項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。  
一 事務所の所在地の変更  
二 土地開発公社の設立団体である地方公共団体の名称の変更  
三 前二号に掲げるもののほか、主務大臣の指定する事項  
（法第十七条第一項の政令で定める事業及び土地）  
第七条 法第十七条第一項第一号二に規定する政令で定める事業は、観光施設事業とする。  
2 法第十七条第一項第一号ホに規定する政令で定める土地は、次に掲げる土地とする。  
一 当該地域の土地利用の将来の見通し及び自然的社会的諸条件からみて当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地  
二 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地  
三 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地  
3 法第十七条第一項第二号に規定する政令で定める事業は、港湾整備事業（埋立事業に限る。）地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業並びに造成地（土地開発公社が同号の規定により造成した土地をいう。以下この項において同じ。）について借地借家法（平成三年法律第九十号）第二條第一号に規定する借地権（地上権を除き、同法第二十三條の規定の適用を受けるものに限る。）を設定し、当該造成地を業務施設（工場、事務所その他の業務施設をいう。以下この項において同じ。）、福祉増進施設（教育施設、医療施設その他の住民の福祉の増進に直接寄与する施設をいう。以下この項において同じ。）又は立地促進施設（業務施設又は福祉増進施設の立地の促進に資する施設をいう。）の用に供するために賃貸する事業とする。  
（法第十七條第五項の政令で定める事項）  
第八条 法第十七條第三項の要請及び同法第四項の協議は、次に掲げる事項を記載した文書でなければならぬ。  
一 当該土地の所在、地目及び面積  
二 当該土地をその用に供する事業

された同法第七條第二項に規定する商業基盤施設の整備に関する事業に限る。）  
（議決及び認可を要しない定款の変更）  
第六条 法第十四條第二項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。  
一 事務所の所在地の変更  
二 土地開発公社の設立団体である地方公共団体の名称の変更  
三 前二号に掲げるもののほか、主務大臣の指定する事項  
（法第十七条第一項の政令で定める事業及び土地）  
第七条 法第十七条第一項第一号二に規定する政令で定める事業は、観光施設事業とする。  
2 法第十七条第一項第一号ホに規定する政令で定める土地は、次に掲げる土地とする。  
一 当該地域の土地利用の将来の見通し及び自然的社会的諸条件からみて当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地  
二 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地  
三 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地  
3 法第十七条第一項第二号に規定する政令で定める事業は、港湾整備事業（埋立事業に限る。）地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業並びに造成地（土地開発公社が同号の規定により造成した土地をいう。以下この項において同じ。）について借地借家法（平成三年法律第九十号）第二條第一号に規定する借地権（地上権を除き、同法第二十三條の規定の適用を受けるものに限る。）を設定し、当該造成地を業務施設（工場、事務所その他の業務施設をいう。以下この項において同じ。）、福祉増進施設（教育施設、医療施設その他の住民の福祉の増進に直接寄与する施設をいう。以下この項において同じ。）又は立地促進施設（業務施設又は福祉増進施設の立地の促進に資する施設をいう。）の用に供するために賃貸する事業とする。  
（法第十七條第五項の政令で定める事項）  
第八条 法第十七條第三項の要請及び同法第四項の協議は、次に掲げる事項を記載した文書でなければならぬ。  
一 当該土地の所在、地目及び面積  
二 当該土地をその用に供する事業

された同法第七條第二項に規定する商業基盤施設の整備に関する事業に限る。）  
（議決及び認可を要しない定款の変更）  
第六条 法第十四條第二項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。  
一 事務所の所在地の変更  
二 土地開発公社の設立団体である地方公共団体の名称の変更  
三 前二号に掲げるもののほか、主務大臣の指定する事項  
（法第十七条第一項の政令で定める事業及び土地）  
第七条 法第十七条第一項第一号二に規定する政令で定める事業は、観光施設事業とする。  
2 法第十七条第一項第一号ホに規定する政令で定める土地は、次に掲げる土地とする。  
一 当該地域の土地利用の将来の見通し及び自然的社会的諸条件からみて当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地  
二 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地  
三 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地  
3 法第十七条第一項第二号に規定する政令で定める事業は、港湾整備事業（埋立事業に限る。）地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業並びに造成地（土地開発公社が同号の規定により造成した土地をいう。以下この項において同じ。）について借地借家法（平成三年法律第九十号）第二條第一号に規定する借地権（地上権を除き、同法第二十三條の規定の適用を受けるものに限る。）を設定し、当該造成地を業務施設（工場、事務所その他の業務施設をいう。以下この項において同じ。）、福祉増進施設（教育施設、医療施設その他の住民の福祉の増進に直接寄与する施設をいう。以下この項において同じ。）又は立地促進施設（業務施設又は福祉増進施設の立地の促進に資する施設をいう。）の用に供するために賃貸する事業とする。  
（法第十七條第五項の政令で定める事項）  
第八条 法第十七條第三項の要請及び同法第四項の協議は、次に掲げる事項を記載した文書でなければならぬ。  
一 当該土地の所在、地目及び面積  
二 当該土地をその用に供する事業

された同法第七條第二項に規定する商業基盤施設の整備に関する事業に限る。）  
（議決及び認可を要しない定款の変更）  
第六条 法第十四條第二項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。  
一 事務所の所在地の変更  
二 土地開発公社の設立団体である地方公共団体の名称の変更  
三 前二号に掲げるもののほか、主務大臣の指定する事項  
（法第十七条第一項の政令で定める事業及び土地）  
第七条 法第十七条第一項第一号二に規定する政令で定める事業は、観光施設事業とする。  
2 法第十七条第一項第一号ホに規定する政令で定める土地は、次に掲げる土地とする。  
一 当該地域の土地利用の将来の見通し及び自然的社会的諸条件からみて当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地  
二 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地  
三 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地  
3 法第十七条第一項第二号に規定する政令で定める事業は、港湾整備事業（埋立事業に限る。）地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業並びに造成地（土地開発公社が同号の規定により造成した土地をいう。以下この項において同じ。）について借地借家法（平成三年法律第九十号）第二條第一号に規定する借地権（地上権を除き、同法第二十三條の規定の適用を受けるものに限る。）を設定し、当該造成地を業務施設（工場、事務所その他の業務施設をいう。以下この項において同じ。）、福祉増進施設（教育施設、医療施設その他の住民の福祉の増進に直接寄与する施設をいう。以下この項において同じ。）又は立地促進施設（業務施設又は福祉増進施設の立地の促進に資する施設をいう。）の用に供するために賃貸する事業とする。  
（法第十七條第五項の政令で定める事項）  
第八条 法第十七條第三項の要請及び同法第四項の協議は、次に掲げる事項を記載した文書でなければならぬ。  
一 当該土地の所在、地目及び面積  
二 当該土地をその用に供する事業

された同法第七條第二項に規定する商業基盤施設の整備に関する事業に限る。）  
（議決及び認可を要しない定款の変更）  
第六条 法第十四條第二項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。  
一 事務所の所在地の変更  
二 土地開発公社の設立団体である地方公共団体の名称の変更  
三 前二号に掲げるもののほか、主務大臣の指定する事項  
（法第十七条第一項の政令で定める事業及び土地）  
第七条 法第十七条第一項第一号二に規定する政令で定める事業は、観光施設事業とする。  
2 法第十七条第一項第一号ホに規定する政令で定める土地は、次に掲げる土地とする。  
一 当該地域の土地利用の将来の見通し及び自然的社会的諸条件からみて当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地  
二 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地  
三 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地  
3 法第十七条第一項第二号に規定する政令で定める事業は、港湾整備事業（埋立事業に限る。）地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業並びに造成地（土地開発公社が同号の規定により造成した土地をいう。以下この項において同じ。）について借地借家法（平成三年法律第九十号）第二條第一号に規定する借地権（地上権を除き、同法第二十三條の規定の適用を受けるものに限る。）を設定し、当該造成地を業務施設（工場、事務所その他の業務施設をいう。以下この項において同じ。）、福祉増進施設（教育施設、医療施設その他の住民の福祉の増進に直接寄与する施設をいう。以下この項において同じ。）又は立地促進施設（業務施設又は福祉増進施設の立地の促進に資する施設をいう。）の用に供するために賃貸する事業とする。  
（法第十七條第五項の政令で定める事項）  
第八条 法第十七條第三項の要請及び同法第四項の協議は、次に掲げる事項を記載した文書でなければならぬ。  
一 当該土地の所在、地目及び面積  
二 当該土地をその用に供する事業

(他の法令の準用)

第九条 次の法令の規定については、土地開発公社を、都道府県が設立したもの(都道府県が他の地方公共団体と共同で設立したものを含む)にあつては当該都道府県と、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)が設立したもの(指定都市が都道府県以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む)にあつては当該指定都市と、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この項において「中核市」という。)が設立したもの(中核市が都道府県及び指定都市以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む)にあつては当該中核市と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。

- 一 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十条の第二項第一号
二 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第七十八条第一項
三 宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第十一条(同法第十二条第三項において準用する場合を含む)
四 都市計画法第三十四条の第二項(同法第三十五条の第二項において準用する場合を含む)、第五十八条の第二項第三号及び第五十八条の第七項
五 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第八条第七項及び第八項並びに第十四条第八項
六 幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)第十条第一項第三号
七 集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)第六条第一項第三号
八 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第十二条第一項第八号及び第五十四条
九 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十三条第一項第三号
十 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第十五条
十一 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第十四条(同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む)。

- 十二 景観法(平成十六年法律第一百十号)第六条第五項及び第六項並びに第六十六条第一項から第三項まで及び第五項
十三 不動産登記法(平成十六年法律第二百十三号)第十六条、第一百六条及び第一百七条
十四 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第十五条第六項及び第七項並びに第三十三条第一項第三号
十五 津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百十三号)第七十六条第一項(同法第七十八条第四項において準用する場合を含む)及び第八十五条(同法第八十七条第五項において準用する場合を含む)
十六 登記手数料令(昭和二十四年政令第四百十号)第十九条
十七 文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号)第四条第五項
十八 不動産登記令(平成十六年政令第三百七十九号)第七條第一項第六号(同令別表の七十三の項に係る部分に限る)、第十六条第四項、第十七条第二項、第十八条第四項及び第十九条第二項
十九 景観法施行令(平成十六年政令第三百九十八号)第二十二條第二号(同令第二十四条において準用する場合を含む)
二十 前項の規定により登記手数料令第十九条の規定を準用する場合においては、同条中「国又は地方公共団体の職員」とあるのは、「土地開発公社の役員又は職員」と読み替えるものとする。

- 三 勅令及び政令以外の命令であつて総務省令・国土交通省令で定めるものについては、総務省令・国土交通省令で定めるところにより、土地開発公社を地方公共団体とみなして、これらの命令を準用する。(権限の委任)
第九条の二 法第十九条第二項の規定による国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行うことを妨げない。(指定都市等の特例)
第十条 指定都市又は特別区に対する法第十条第一項、第十四条第二項及び第二十二條第一項の規定の適用については、当該指定都市を都道府県と、当該特別区を市とみなす。

附 則

- 第一條 この政令は、昭和四十七年九月一日から施行する。ただし、第二条から第五条まで及び附則第十条の規定は、同年十二月一日から施行する。(組織変更の登記)
第二条 法附則第二條第一項の規定により同項の公益法人がその組織を変更して土地開発公社となるときは、同条第二項の認可のあつた日から主たる事務所の所在地においては二週間以内、従たる事務所の所在地においては三週間以内、公益法人については解散の登記、土地開発公社については組合等登記令(昭和三十九年政令第二十九号)第三条に定める登記をしなければならぬ。
二 前項の規定により土地開発公社について登記の申請書には、定款及び代表権を有する者の資格を証する書面を添付しなければならない。

- 三 商業登記法(昭和三十八年法律第二百五十号)第十九条、第五十五条第一項、第七十一条及び第七十三条の規定は、第一項の登記について準用する。(組織変更の際の登録免許税の非課税)
第三条 法附則第二條第五項の規定の適用を受けようとする者は、当該組織変更の日から起算して一年以内に、当該登記又は登録の申請書に組織変更があつたことを証する書面を添付して、その登記又は登録の申請をしなければならない。
二 法附則第二條第六項に規定する不動産に関する権利で政令で定めるものは、法第十七条に規定する業務に相当する業務に該当しない業務に係る不動産に関する権利で、当該法人が譲り受けることが適当であると主務大臣(都道府県及び指定都市以外の地方公共団体が設立した法人にあつては、都道府県知事。以下この条において同じ。)が認めたものとする。
三 法附則第二條第六項に規定する政令で定める債務は、同項の公益法人が前項の権利の取得に関して負担した債務で、当該地方公共団体又は当該法人が引き受けることが適当であると主務大臣が認めたものとする。
四 法附則第二條第六項の規定の適用を受けようとする者は、当該組織変更の日から起算して一年以内に、当該登記の申請書に組織変更があつたこと及び前二項の規定による主務大臣の認定

があつたことを証する書面を添付して、その登記の申請をしなければならない。
附 則 (昭和四十七年二月一八日政令第四三二号) 抄
この政令は、法の施行の日(昭和四十七年二月二十日)から施行する。
附 則 (昭和四十八年八月三〇日政令第二四七号) 抄
この政令は、昭和四十八年九月一日から施行する。ただし、第二条及び第五条の改正規定は、同年十二月一日から施行する。
附 則 (昭和四十九年一月一〇日政令第三号) 抄
この政令は、法の施行の日(昭和四十九年二月一日)から施行する。

- 附 則 (昭和四十九年三月二七日政令第六八号) 抄
この政令は、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(昭和四十九年三月二十八日)から施行する。
附 則 (昭和四十九年七月一三日政令第二六五号) 抄
この政令は、港湾法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の一部の施行の日(昭和四十九年七月十六日)から施行する。
附 則 (昭和四十九年七月三〇日政令第二七九号) 抄
この政令は、工業再配置・産炭地域振興公団法の一部を改正する法律の施行の日(昭和四十九年八月一日)から施行する。
附 則 (昭和四十九年八月一日政令第二八五号) 抄
この政令は、法の施行の日(昭和四十九年八月三十一日)から施行する。
附 則 (昭和四十九年一〇月二八日政令第三五七号) 抄
この政令は、森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第三

十九号)の施行の日(昭和四十九年十月三十一日)から施行する。

附則 (昭和四十九年二月二〇日政令第三八八号) 抄

1 この政令は、国土利用計画法の施行の日(昭和四十九年十二月二十四日)から施行する。

附則 (昭和五〇年一月九日政令第二八号) 抄

1 この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第六十七号)の施行の日(昭和五十年四月一日)から施行する。

附則 (昭和五〇年八月五日政令第二四八号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五〇年九月三〇日政令第二九三号) 抄

この政令は、昭和五十年十月一日から施行する。

附則 (昭和五〇年一月二四日政令第三〇六号) 抄

1 この政令は、法の施行の日(昭和五十年十一月一日)から施行する。

附則 (昭和五五年三月一四日政令第一九号) 抄

この政令は、許可、認可等の整理に関する法律(昭和五十四年法律第七十号)の一部の施行の日(昭和五十五年三月二十四日)から施行する。

附則 (昭和五五年一月二四日政令第二七三号) 抄

1 この政令は、法の施行の日(昭和五十五年十月二十五日)から施行する。

附則 (昭和五六年四月二四日政令第一四四号) 抄

1 この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第三十五号)の施行の日(昭和五十六年四月二十五日)から施行する。

附則 (昭和五六年八月三日政令第二六八号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五十六年十月一日から施行する。)

附則 (昭和六三年二月二三日政令第二五号) 抄

1 この政令は、法の施行の日(昭和六十三年三月一日)から施行する。

附則 (昭和六三年八月二六日政令第二五五号) 抄

1 この政令は、昭和六十三年九月一日から施行する。

附則 (昭和六三年二月二三日政令第二五号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二年五月二五日政令第一二〇号) 抄

この政令は、平成二年七月一日から施行する。

附則 (平成二年一月九日政令第三三三号) 抄

この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行の日(昭和六十三年十一月十五日)から施行する。

附則 (平成元年四月二二日政令第一一三三号) 抄

この政令は、平成元年六月一日から施行する。

附則 (平成二年五月二五日政令第一二〇号) 抄

この政令は、平成二年七月一日から施行する。

附則 (平成二年一月九日政令第三三三号) 抄

この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行の日(平成二年十一月二十日)から施行する。

附則 (平成三年四月二六日政令第一五四号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成四年七月二四日政令第二五七号) 抄

この政令は、平成四年九月一日から施行する。

附則 (平成五年二月一〇日政令第一七二号) 抄

この政令は、法の施行の日(平成五年四月一日)から施行する。

附則 (平成五年四月一日政令第一二七号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成五年五月二二日政令第一七〇号) 抄

この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(以下「改正法」とい

う。)の施行の日(平成五年六月二十五日)から施行する。

附則 (平成六年一月二二日政令第三九八号) 抄

この政令は、地方自治法の一部を改正する法律中第二編第十二章の改正規定並びに地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第一章の規定及び附則第二項の規定の施行の日(平成七年四月一日)から施行する。

附則 (平成七年六月一四日政令第二四〇号) 抄

この政令は、絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成七年六月二十八日)から施行する。

附則 (平成九年一月六日政令第三二五号) 抄

この政令は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行の日(平成九年十一月八日)から施行する。

附則 (平成一〇年八月二六日政令第二八四号) 抄

この政令は、国土利用計画法の一部を改正する法律(平成十年法律第八十六号)の施行の日(平成十年九月一日)から施行する。

附則 (平成一〇年八月二八日政令第二九〇号) 抄

この政令は、平成十年九月一日から施行する。

附則 (平成一〇年八月二八日政令第二九〇号) 抄

この政令は、平成十年九月一日から施行する。

附則 (平成一〇年八月二八日政令第二九〇号) 抄

この政令は、平成十年九月一日から施行する。

附則 (平成一〇年八月二八日政令第二九〇号) 抄

この政令は、平成十年九月一日から施行する。

附則 (平成一〇年八月二八日政令第二九〇号) 抄

この政令は、平成十年九月一日から施行する。

附則 (平成一〇年八月二八日政令第二九〇号) 抄

この政令は、平成十年九月一日から施行する。

附則 (平成一〇年八月二八日政令第二九〇号) 抄

この政令は、平成十年九月一日から施行する。

附則 (平成一〇年八月二八日政令第二九〇号) 抄

この政令は、平成十年九月一日から施行する。

附則 (平成一〇年八月二八日政令第二九〇号) 抄

この政令は、平成十年九月一日から施行する。

附則 (平成一一年一月一〇日政令第三五二号) 抄

この政令は、平成一二年四月一日から施行する。

附則 (平成一二年六月七日政令第三二二号) 抄

この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附則 (平成一三年三月二八日政令第八四号) 抄

この政令は、法の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。

附則 (平成一三年三月三〇日政令第九八号) 抄

この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十三年五月十八日。以下「施行日」という。)から施行する。

附則 (平成一四年一月七日政令第三二九号) 抄

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則 (平成一四年一月七日政令第三二九号) 抄

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則 (平成一四年一月七日政令第三二九号) 抄

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則 (平成一四年一月七日政令第三二九号) 抄

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則 (平成一四年一月七日政令第三二九号) 抄

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則 (平成一四年一月七日政令第三二九号) 抄

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則 (平成一四年一月七日政令第三二九号) 抄

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則 (平成一四年一月七日政令第三二九号) 抄

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

（施行期日）  
第一条 この政令は、建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年一月一日）から施行する。

附則（平成十五年二月十七日政令第五二三号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年十二月十九日）から施行する。

附則（平成十六年三月一九日政令第五〇号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条から第四十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成十六年四月九日政令第一六〇号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、平成十六年七月一日から施行する。

附則（平成十六年四月二一日政令第一六八号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、法の施行の日（平成十六年五月十五日）から施行する。

附則（平成十六年二月一五日政令第三九六号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十六年十二月十七日。以下「施行日」という。）から施行する。

（処分、手続等の効力に関する経過措置）  
第四条 改正法附則第二条から第五条まで及び前二条に規定するもののほか、施行日前に改正法による改正前のそれぞれの法律又はこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によってした処分、手続その他の行為は、改正法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

附則（平成十六年二月一五日政令第三九九号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、景観法の施行の日（平成十六年十二月十七日）から施行する。

（施行期日）  
第一条 この政令は、景観法の施行の日（平成十六年十二月十七日）から施行する。

附則（平成十六年二月二二日政令第四〇七号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成十六年二月二七日政令第四二二号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成十七年二月一八日政令第二四号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附則（平成十七年五月二五日政令第一八二号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、景観法附則ただし書に規定する規定の施行の日（平成十七年六月一日）から施行する。

附則（平成十七年七月二九日政令第二六二号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年九月一日）から施行する。

附則（平成十七年二月二一日政令第三七二号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成十八年八月一八日政令第二七三号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十八年八月三十日）から施行する。

附則（平成十八年九月二二日政令第三一〇号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、宅地造成等規制法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年九月三十日）から施行する。

附則（平成十八年二月六日政令第三五〇号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十一月三十日）から施行する。

附則（平成十九年二月二七日政令第三九〇号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、平成二十年一月一日から施行する。

附則（平成二十年六月一八日政令第一九七号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十年一月三一日政令第三三八号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行の日（平成二十年十一月四日）から施行する。

附則（平成二十年二月三日政令第三六四号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則（平成二十三年五月二日政令第一九号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条及び第三条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から、第四条及び第五条の規定は同法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則（平成二十三年八月三〇日政令第二八二号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。ただし、第一条、第三条、第四条、第五条（道路整備特別措置法施行令第十五条第一項及び第十八条の改正規定を除く）、第六条、第九条、第十一条、第十二条、第十三条（都市再開発法施行令第四十九条の改正規定を除く）、第十四条、第十五条、第十八条、第十九条（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第五十九条の改正規定に限る）、第二十条から第二十二号まで、第二十二

（施行期日）  
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十三年一月二八日政令第三六三号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。ただし、第一条、第三条、第四条、第五条（道路整備特別措置法施行令第十五条第一項及び第十八条の改正規定を除く）、第六条、第九条、第十一条、第十二条、第十三条（都市再開発法施行令第四十九条の改正規定を除く）、第十四条、第十五条、第十八条、第十九条（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第五十九条の改正規定に限る）、第二十条から第二十二号まで、第二十二

（施行期日）  
第一条 この政令は、津波防災地域づくりに関する法律附則ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十四年六月十三日）から施行する。

附則（平成二十四年六月一日政令第一五八号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、津波防災地域づくりに関する法律附則ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十四年六月十三日）から施行する。

（施行期日）  
第一条 この政令は、中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年七月三日）から施行する。

附則（平成二十七年一月一五日政令第六号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年一月十八日）から施行する。

附則（平成三十年一月三一日政令第一九号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

附則（令和二年九月四日政令第二六八号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年九月七日）から施行する。

（施行期日）  
第一条 この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年九月七日）から施行する。

（施行期日）  
第一条 この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年九月七日）から施行する。

（施行期日）  
第一条 この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年九月七日）から施行する。

（施行期日）  
第一条 この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年九月七日）から施行する。

（施行期日）  
第一条 この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年九月七日）から施行する。

（施行期日）  
第一条 この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年九月七日）から施行する。

（施行期日）  
第一条 この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年九月七日）から施行する。

（施行期日）  
第一条 この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年九月七日）から施行する。

（施行期日）  
第一条 この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年九月七日）から施行する。

（施行期日）  
第一条 この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年九月七日）から施行する。

（施行期日）  
第一条 この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年九月七日）から施行する。

（施行期日）  
第一条 この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年九月七日）から施行する。

（施行期日）  
第一条 この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年九月七日）から施行する。

（施行期日）  
第一条 この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年九月七日）から施行する。

（施行期日）  
第一条 この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年九月七日）から施行する。

（施行期日）  
第一条 この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年九月七日）から施行する。